



「さいたま市週休 2 日試行工事」実施要領を改定します



建設業における週休 2 日制の定着を目指し、平成 29 年度よりスタートした土木工事における取組みについて、令和 6 年度から「さいたま市週休 2 日試行工事」実施要領を改定します。主な改定内容は、受注者希望型の廃止および工事成績評定における加点を行わないこととなります。

試行の概要

1. 対象となる工事

原則として**全ての土木工事**を対象とし、公告時に明示します。

なお、現場着手日から現場完了日までが**1 週間未満**の工事や、単価請負契約工事等の緊急対応が求められる工事等は適用除外となる場合があります。

2. 休日の形態

《発注者指定型》 発注者指定型の休日形態は、4 週 8 休相当のみです。

表 1_週休 2 日試行工事（発注者指定型）の休日形態

休日形態	定義
4 週 8 休相当	現場閉所率が 28.5% (8 日/28 日) 以上

3. 週休 2 日試行工事におけるインセンティブ

工事成績評定における加点は行いません。

また、発注者指定型については当初の設計金額において既に経費が補正されています。

4. 連絡事項

実施にあたっては、「さいたま市週休 2 日試行工事」に係る要領及び特記仕様書に定める書類を御提出ください。

また、さいたま市のホームページでは各種様式のダウンロードや、Q&A の確認をすることができます。

さいたま市 週休 2 日

検索



【お問い合わせ先】さいたま市 建設局 技術管理課

TEL : 048-829-1515 FAX : 048-829-1988 E-mail : gijyutsu-kanrika@city.saitama.lg.jp